

## 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書

本市議会は、昨年（平成 15 年）6 月に「三位一体改革における地方財源の充実確保を求める意見書」を政府に提出し、危機的な地方財政状況を鑑み、今後の具体化の中で、地方税財源の充実確保と行政水準に応じた地方交付税の財源保障機能と財源調整機能の堅持を要望した。

しかしながら、平成 16 年度における国の予算編成は、三位一体改革の名の下に行われているが、地方公共団体の危機的な財政状況を踏まえたものとなっていない。

特に、平成 16 年度の税源移譲については、国庫補助負担金の廃止に伴う本格的な税源移譲が先送りされ、命綱である地方交付税等の地方一般財源の削減が突出した対策となっており、各市の行財政運営に致命的な打撃を与え、市民生活及び地域経済に多大な影響をもたらす事態を招来している。

このような中、政府においては、去る 6 月 4 日には「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」を閣議決定されたところであるが、住民が安全で安心して暮らせる行財政運営が実施できる改革の実現が極めて重要である。

よって、政府においては、真の地方分権改革となるよう、下記事項を強く要望する。

### 記

1. 地方交付税制度については、財源保障及び財源調整の機能を堅持し、地方の実情等を踏まえ、その所要総額を確保すること。  
特に、地方交付税総額は、平成 15 年度以前の水準以上を確保すること。
2. 税源移譲については、平成 17 年度において基幹税による 3 兆円規模の税源移譲を先行決定し、実施すること。
3. 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿った廃止・縮減を行うとともに、地域の実態を踏まえ、単なる地方公共団体への負担転嫁は絶対に行わないこと。
4. 三位一体改革にあたっては、全体像と工程表を早急に示し、地方公共団体の意向を十分に尊重し、行財政運営に支障が生じることがないように対処すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

2004 年（平成 16 年度）6 月 30 日

高 砂 市 議 会